

申 請

令和8年3月10日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 高市 早苗 様

福島県知事 内堀 雅雄
(公 印 省 略)

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく
令和7年10月3日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

- 次に掲げる品目について出荷制限・摂取制限を一部解除すること
福島県（福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）で産出された野生まいたけのうち、別紙の出荷制限解除後の検査計画と出荷管理に基づき非破壊検査を受け、基準値以下であることが確認された野生まいたけ。
- 解除を申請する理由
福島県における出荷・検査体制が整ったため

出荷・検査方針

1 放射性物質検査

県は、非破壊式放射能測定装置を所有する各地域の「恵み安全対策協議会」(以下「協議会」という。)と連携し、下記の検査を実施する。

1) 協議会は、2の1)で通知のあった採取・出荷管理台帳に登録された出荷者から検査依頼があった場合は、非破壊式放射能測定装置(スクリーニングレベルは形式により、AFT-NDA2:64Bq/kg、FF1:70Bq/kg)により、全量につき、出荷前にスクリーニング検査を行う。

① 放射性セシウムの検査結果がスクリーニングレベル以下の場合は、検査した野生まいたけを出荷しても差し支えないものとする。

② 放射性セシウムの検査結果がスクリーニングレベルを超過した場合は、協議会が預かり県へ引き渡す。なお、スクリーニングレベルを超過した野生まいたけについて、県は原子力災害対策本部の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づくモニタリング検査に必要な検体について、県農業総合センターに設置しているゲルマニウム半導体検出器により精密検査を実施する。

スクリーニングレベルを超過した野生まいたけについては、全量、県にて廃棄処分する。

2) 県は、非破壊式放射能測定装置を所有しない協議会の対象地域にかかる採取・出荷管理台帳に登録された出荷者から検査依頼があった場合は、県林業研究センターに設置済みの非破壊式放射能測定装置(スクリーニングレベルは形式により、AFT-NDA2:64Bq/kg、FF1:70Bq/kg)により、全量につき、出荷前にスクリーニング検査を行う。

① 放射性セシウムの検査結果がスクリーニングレベル以下の場合は、検査した野生まいたけを出荷しても差し支えないものとする。

② 放射性セシウムの検査結果がスクリーニングレベルを超過した場合は、原子力災害対策本部の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づくモニタリング検査に必要な検体について、県農業総合センターに設置しているゲルマニウム半導体検出器により精密検査を実施する。

スクリーニングレベルを超過した野生まいたけについては、全量、県にて廃棄処分する。

2 出荷管理

1) 採取・出荷者の管理

県内で野生まいたけを採取し、販売を目的とする出荷を行う者について、県は関係市町村と連携し、出荷者、認証登録番号等を記録した採取・出荷者管理台帳(資料1)(以下「台帳」

という。)を整備し、協議会に通知する。

採取・出荷者情報に変更があった場合は、その都度台帳を更新する。

2) 出荷・販売管理

- ① 野生まいたけの販売を目的とする採取・出荷は、台帳に登録された採取・出荷者に限定する。
- ② 県及び協議会は、台帳に登録された採取・出荷者から検査依頼があった場合は、出荷単位の野生まいたけが容易に内容物の差し替えが出来ない状態(密封された包装パッケージ等)であることを確認するとともに、当該単位に付された表示内容(認証登録番号、氏名、採取場所)が台帳に登録された情報と一致しているか確認する。
- ③ スクリーニング検査の結果、スクリーニングレベル以下であることが確認された野生まいたけのみを出荷可能とし、出荷に当たり、県及び協議会は全ての野生まいたけについて販売単位毎に番号による管理を行い、これを記した検査結果整理表(資料2)を作成する。採取・出荷物の包装パッケージ等に、放射性セシウムが基準値以下である旨を証明する偽造防止対策が施されたラベルを貼付し出荷者に返納する。
- ④ 協議会はスクリーニングレベルを超過した野生まいたけが誤って出荷されないよう、番号等を元に検査結果と現物を照合し、検査結果整理表に必要事項を記入の上、超過した野生まいたけは県へ引き渡す。

県は、県農業総合センターに設置しているゲルマニウム半導体検出器による精密検査を実施し、検査後の検体は、県林業研究センター職員が検査日単位で廃検体を集約して処理施設に持込みを行い、廃棄したことを確認する。

- ⑤ 県は、販売施設等に対し、野生まいたけの入荷の際は台帳登録者の検査済み出荷品であるか確認するとともに、入荷したものが台帳登録者以外の出荷品であることが判明した場合は、関係市町村に報告するよう依頼する。また、県は定期的な巡回を行い、適切な出荷管理が実施されているか確認する。
- ⑥ 県は、販売を行わない直売所、小売店、JA、市場等にも販売管理情報を提供し、認証登録者による検査済み出荷品以外の販売が行われないよう管理する。

3 関係者への周知

県は協議会と連携し、消費者・流通業者等に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供する。また、本出荷・検査管理制度の仕組み等について、採取・出荷者、流通業者等に十分な周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

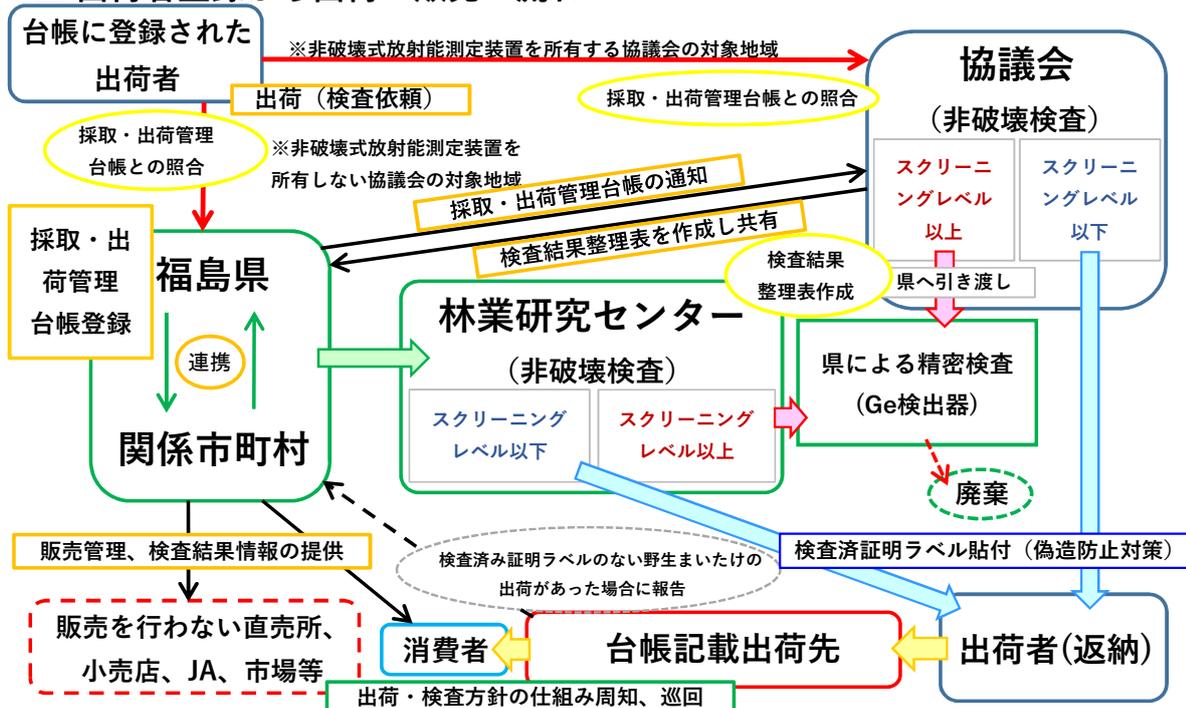
野生まいたけの出荷管理の考え方（福島県）

出荷制限解除後に基準値を超過する野生まいたけが出荷されないよう、以下の対策に取り組む

野生まいたけの採取・出荷者の管理及び出荷管理

- 1 目的
 - 出荷管理を徹底し、安全な野生まいたけの流通を図る
- 2 対象者
 - 福島県内で野生まいたけを出荷・販売目的で採取する者
- 3 採取・出荷者の管理
 - (1) 採取・出荷者認証登録番号、採取場所等を記載した採取・出荷者管理台帳の整備
 - (2) 記載事項の変更があった場合は、その都度変更する
- 4 出荷管理
 - (1) 県は、採取・出荷者の管理台帳を作成し、非破壊検査を実施する協議会へ通知する
 - (2) 県、協議会は、出荷物に記載された認証登録番号等が管理台帳と一致しているか照合する
 - (3) 県、協議会は、非破壊検査により基準値以下であると確認された出荷物には偽造防止対策が施されたラベルを貼付し出荷者に返納する
 - (4) 県、協議会は、検査結果整理表を作成し、関係市町村と共有する
 - (5) 販売を行わない直売所、小売店、JA、市場等にも販売管理情報を提供し、協力を要請する

■ 出荷者登録から出荷・販売の流れ



(記載例)

検査依頼書

〇〇地域恵み安全対策協議会
福島県〇〇農林事務所長
様

依頼者 住所
氏名

下記のとおり、非破壊式放射能測定装置によるスクリーニング検査を依頼します。

記

- 検査依頼日 令和〇年〇〇月〇〇日
- 採取・出荷者認証登録番号 〇〇-〇〇
- 検査依頼検体重量 〇,〇〇〇g ※形状にもよりますが、概ね300g
~2,000gの範囲としてください。
- その他

今回検査を依頼する検体は、土地所有者の了解を得て採取しているなど、私に所有権があることを申し添えます。

同意事項

私は、県が定める野生〇〇〇〇の出荷・検査方針に合意し、上記検体が非破壊式放射能測定装置によるスクリーニング検査の結果不合格となった場合、検査機関に無償で引き渡すこと及び検査結果を公表することについて同意します。

署名欄